

吉 野 町 行 政 改 革 大 綱

平成 1 1 年 6 月 7 日
吉野町行政改革推進本部

目 次

1. 基本姿勢	・・・・・・・・・・ 1
2. 基本方針	・・・・・・・・・・ 1
3. 具体的方針及び当面の措置事項	・・・・・・・・・・ 2
(1) 事務事業の見直し	・・・・・・・・・・ 2～4
(2) 時代に即応した組織・機構の見直し	・・・・・・・・・・ 4～5
(3) 定員管理及び給与の適正化の推進	・・・・・・・・・・ 5～6
(4) 職員の能力伸長と意識改革の推進	・・・・・・・・・・ 6
(5) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	・・・・・・・・・・ 6～7
(6) 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化	・・・・・・・・・・ 7～8

1. 基本姿勢

本町は、これまで吉野町らしいまちづくりのために計画的な行政に心がけ、行財政の効率的な運営を図るべく行政改革を進めてきたが、住民福祉の総量拡大に伴う行政需要に比して、最近の地方財政を取り巻く環境には極めて厳しいものがある。

このような背景のもとにおいて、本町は「森と木 自然を活かす」「歴史と文化を活かす」「都市的な魅力をつくる」「新しいくらしを実現する」という四つの柱を指針として歴史と文化と自然がいきづく「光りかがやく吉野町」の実現に向け、改めて行財政全般について再点検を行い、簡素で効率的な行政システムを確立するとともに、町民サービスの向上を図っていく必要がある。

同時に、地方分権、権限委譲等が積極的に推進されている今日、地域の特性を生かし、社会経済情勢の変化と新たな行政需要に機敏に対応しながら、自主的な行財政運営を進めることが重要であるとの認識に立ち、引き続き行政改革を積極的に推進する。

なお、行政改革の推進にあたっては、全庁一体となって取り組むとともに、町議会、関係団体、町民各位の理解と協力が得られるよう努める。

2. 基本方針

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 時代に即応した組織・機構の見直し
- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進
- (4) 職員の能力伸長と意識改革の推進
- (5) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
- (6) 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

3. 具体的方針及び当面の措置事項

(1) 事務事業の見直し

現下の厳しい財政事情の下では、限られた財源を最大限に活かし、効率的な財政運営を図っていかねばならず、そのためには従前にも増して古い部分を見直し、新しい分野に進むスクラップ・アンド・ビルドを進め、事務事業の見直しの徹底等を図り、多様化、高度化しつつある町民の行政需要に対応していく必要がある。

このため、全ての事務事業について、必要度、緊急度及び公共性、妥当性等を勘案し、概ね次の事項を見直しの基準として整理合理化を図る。

① 事務事業の整理合理化と効果的な行政運営

ア. 行事、イベント等の統合

※ 同様の行事、イベント事業の共同開催若しくは整理統合。

イ. 受益者負担の適正化

※ 定期的な負担水準の見直し。

ウ. 施策の適正な選択

※ 町政モニター事業の実施。

※ 施策選択に必要なデータの収集・分析の徹底。

エ. 町税等徴収方法の検討

※ 町税等の収納率の向上。

オ. 事務決裁手続の時間短縮

※ 事務決裁手続の簡素化・迅速化。

カ. 経常経費の削減

※ 節約委員会の設置。

※ 備品、消耗品の購入・保管担当の一元化。

キ. 食糧費の適正執行

※ 支給基準の明確化。

ク. 会議運営方法の改善

※ 効率的な会議運営。

ケ. 公営企業の経営改善

※ 経営感覚の向上。

② 行政の公正さ、透明性の確保

ア. 行政手続制度の適正化

※ 行政手続制度の対象処分等の把握。

イ. 行政情報公開の推進

※ 情報公開推進体制の整備。

※ 文書管理制度の整備。

※ C V Yの活用。

※ インターネットの活用。

③ 適正な民間委託の推進

ア. 民間ノウハウの活用による事務の効率化、運営の簡素合理化

※ 民間委託の必要性の再検討と評価システムの検討。

④ 広域行政の積極的な活用

ア. 一部事務組合、広域連合の活用

※ 広域的に処理すべき共通の事務事業について検討。

⑤ 補助金等の整理合理化

ア. 補助金等の定期的な見直し

※ 補助金検討委員会の設置。

(2) 時代に即応した組織・機構の見直し

国の行政改革の推進に伴い、一層の地方分権が進められ、地方分権の受け皿として地方自治体は、今後事務量が増加するものと思われるが、刻々と変化する環境に絶えず柔軟性をもって対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開できるよう、組織・機構について常に見直しを行い、弾力的な再編を図るとともに、新たな行政需要に対してもスクラップアンドビルドの考え方に立ち、組織の肥大化防止に努め、簡素で効率的な機構の構築に努める。

① 町の実情に応じた組織・機構の見直し

ア. 組織の弾力的な再編及び効率的な整備

※ 事務事業の見直しによる課の再配置、統廃合。

※ 保健福祉課、病院、訪問看護ステーション、保健センターの有機的連携を検討。

※ 社会福祉協議会の体制の充実及び活用を検討。

※ 支所の廃止の検討。

イ. 議会運営の合理化

※ 議会内部の問題であるが、議員定数の減員も含め更に自主的な検討を依頼。

ウ. 教育行政の充実

※ 幼稚園、保育所の一元化。

※ 幼稚園区、小学校区の見直し及び統廃合。

エ. 消防行政の見直し

※ 組織等の見直し。

オ. 選挙投票区の見直し

※ 投票区の統廃合。

カ. 審議会等の整理統合

※ 審議会等の実態調査。

(3) 定員管理及び給与の適正化の推進

住民ニーズの高度化、多様化に伴って増加する行政需要に対応しつつ、最小の職員で最大の効果を上げるべく、公務能率の一層の向上を図るため、職員数、職員構成、人件費の各側面から、類似団体との比較を行い、定員適正化計画を策定し、適切かつ合理的な定員配置を推進し、事務量の増大に対処する。職員の給与制度についても、国家公務員の給与制度に準拠し、適正な運用に努めていく。

① 定員管理及び給与の適正化の推進

ア. 事務量を考慮した長期計画的、適正な人員配置

※ 定員適正化計画の策定。

イ. 適正な人事管理

※ 職員記録等の整備。

ウ. 国の給与制度に準拠した適正な給与制度の運用

※ 管理職試験の実施検討。

※ 特殊勤務手当の特殊性及び支給範囲等の検討。

※ 通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等の人件費の縮減、休日の確保、労働時間短縮の実現等と併せ、事務効率の向上。

(4) 職員の能力伸長と意識改革の推進

高齢化の進行や生活の質の向上、ライフスタイルの多様化に伴って、住民のニーズの高度化に対応し、開かれた町政をより実効性の高いものとし、円滑な事業の遂行のためには、組織・機構等の整備とともに職員の能力伸長・意識改革が不可欠である。そのため、職員研修の充実を図るとともに住民に接する職員の意識の徹底を図るため次の点に留意していく。

① 人材の育成と職員研修の充実

ア. 計画的な職員研修の実施

※ 職員研修実施計画の策定。

イ. 職員の地域参加等の促進

※ 地域活動やボランティア活動等への参加の促進。

※ 他団体との交流の機会の確保。

(5) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

本町はこれまで、事務処理の簡素化、効率化、住民サービスの充実等を推進するため、昭和52年から電子計算業務を開始し、住民情報窓口オンラインシステムをはじめ、国民健康保険、国民年金、税関係等、住民に直結する行政部門の電算業務を推進してきた。

また、平成3年度から内部事務の効率化、迅速化を図るため、財務会計事務処理の全庁オンラインシステムを稼働させ、平成9年度からは、新機種を導入し、各種業務を電算室集中システムから各課分散システムへ変更した。

今後も、個人情報の保護に配慮しながら、より効率的な事務処理を視野におき、住民サービスの向上を目指していくが、コンピューターをより効果的に行政に活用するため、現行システムを更新し、機能の向上及び強化を図るとともに、庁内LANを活用し、新しいネットワークの体制、組織づくりを行っていく。

① OA化の推進

ア. 各課へのパソコンの配備及び基本ソフトの統一化

イ. 手書き業務の早期OA化の実現

② 住民の立場に立った行政サービスの向上

ア. 行政サービスの向上

- ※ 住民の窓口での待ち時間を短縮するため、関係課等の連携を強化。
- ※ 庁舎内の案内板の整備及び申請書等の記入例等の整備。
- ※ 課係別業務内容等の一覧表の作成。
- ※ 住民票の写しや印鑑登録証明書の自動交付機の導入を検討。
- ※ 申請書等への押印の廃止を検討。
- ※ 観光情報の提供方法の改善。
- ※ 現行係制度の再検討。

イ. C V Yの自主放送番組の有効活用

- ※ 町視聴覚ライブラリーとの連携強化。

⑥ 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

適正な管理監督のもと、行政責任と住民サービスの維持向上に留意しつつ、新たな管理運営のあり方について検討を行い、効果的、効率的な維持管理に努める。また、住民の利用促進を図るため、利用者の利便性の確保を図るとともに、広く住民にかかわる情報を周知するため、有線テレビ、広報紙等の有効利用を図る。

なお公共施設の 신설にあたっては、役割、機能、その規模、整備水準等に配慮し、施設の複合化、合理的、効率的な運営方法など、計画段階において十分な検討を行うものとし、必要に応じ広域的な観点からも調整を行う。

① 会館等の施設整備及び施設の有効活用

ア. 町有施設（町有地を含む）の管理の一元化

- ※ 町有施設管理公社設立の検討。

イ. 小中学校施設の多目的利用

- ※ 小中学校の学校開放事業等の促進。

ウ. 図書施設の有効活用

- ※ 中央公民館図書室の充実。
- ※ 小学校図書室の充実並びに一般開放。

エ. C V Y施設の有効活用

- ※ 番組制作への住民参加と行政、各種団体、住民の連携強化。
- ※ C A T Vシステムの多目的利用、高度利用。